様式第七号の二（第十条の二関係）　　令和　８年　９月１４日　　８環資産第３６４号

許可番号　第１３－１０－０１６６８４号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都足立区関原一丁目１４番２号

氏　名　　竹下産業株式会社
代表取締役　竹下　敏史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　**小池百合子**

許可の年月日　　令和　６年　５月　９日

許可の有効年月日　　令和１３年　５月　８日

１　事業の範囲
（１）業の種類：収集・運搬（積替え保管を含む。）

（２）産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（以上１６種類）

（３）積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（以上　９種類）

２　積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）
施設所在地：東京都足立区関原一丁目１４番２号

３　許可の条件
（１）積替え保管施設の作業時間は、原則として９時から１７時までとすること。
（２）積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
（３）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（４）積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成 6年　5月　9日　新規許可
令和 6年　5月　9日　更新許可　第 6 回
令和 7年　10月　17日　変更届　積替え保管面積の拡大

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有

（裏面あり）

産廃エキスパート

都認定番号：4－25－B0112

東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

令和　８年　９月１４日　　８環資産第３６４号

（裏面）　　許可番号　第１３－１０－０１６６８４号

２　積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区関原一丁目１４番２号

積替え保管面積：615.27㎡　　最大保管高さ　：1.8m

産業廃棄物の種類	保管容量
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（容器入りのものに限る。）	直置き（段ボール）　：　2.7㎥ （または0.8㎥かご台車　2個 または0.9㎥網かご　2個）
廃油	一斗缶　16個　：　0.28㎥
廃プラスチック類、金属くず（廃スプレー缶、廃カセットボンベ、廃ライターに限る。）	20Lポリペール缶　10個　：　0.2㎥
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き（段ボール）　：　4.1㎥ （または0.8㎥かご台車　2個 または0.9㎥網かご　2個）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ）に限る。）	0.8㎥　かご台車　2個　：　1.6㎥
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃消火器に限る。）	0.8㎥　かご台車　1個　：　0.8㎥
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃トナーカートリッジに限る。）	プラスチックボックス　8個　：　0.4㎥
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃電池類に限る。）	プラスチックボックス　8個　：　0.4㎥
	保管量合計　：　10.4㎥

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。